

都市計画に関する市民説明会の主な質疑応答

下記のとおり、「都市計画に関する市民説明会」を開催し、主な質疑応答の概要をまとめました。

○ 開催状況

日 時	会 場	出席人数
令和8年1月18日（日） 午前10時から午前10時45分まで	南部生涯学習市民センター 2階 イベントホール	12名
令和8年1月21日（水） 午後6時30分から午後7時10分まで	南部生涯学習市民センター 2階 イベントホール	6名
合 計		18名

○ 主な質疑応答

Q 1：高田星田線は道幅が狭い上、歩道も無く、過去に交通事故が起きたことから、道路を拡幅して歩道を整備すべきである。

A 1：令和5年に星田駅前線が開通し、高田星田線の交通量は軽減傾向と認識しています。また、今回の商業施設の土地利用については、高田星田線に負担がかからないように星田駅前線や南側の道路からの出入りとなるよう指導していく考えであり、市として道路を拡幅して歩道を整備する考えはございません。なお、高田星田線の一部区間については、地区計画において壁面の位置の制限を定めており、歩行空間を確保するように事業者にも協力を求めている考えです。

Q 2：壁面の位置の制限とあるが、C地区の建物を建替える際に、将来の道路拡幅を見据えて高田星田線から2メートル後退しないといけないということか。

A 2：計画図にお示しのとおり、壁面の位置の制限はA地区のみに定めており、その制限のかかる高田星田線の道路沿いについては、歩行空間を確保するように事業者にも協力を求めている考えです。

Q 3：B地区は寝屋川市の市街化調整区域に隣接しており、配慮が必要と思われるが、壁面の位置の制限の定めがないのはなぜか。

A 3：B地区については隣接して住宅がなく、現状が農地であるため、壁面の位置の制限は定めていません。

Q 4：保水力のある農地を宅地化するのだから、浸水被害の軽減を図る調整池を整備する必要がある。

A 4：地区計画にお示しのとおり、必要となる容量の雨水貯留施設を地区施設に位置付けています。

Q 5 : 公園や緑地を整備する必要がある。

A 5 : 地区計画にお示しのとおり、まとまった緑地を地区施設に位置付けています。
また、各地区においても緑化率の最低限度を定めており、土地利用にあわせて緑地を配置する計画です。なお、今回の土地利用は商業施設のため、公園ではなく緑地を整備する計画となります。

Q 6 : 地区施設の緑地面積の規模は。

A 6 : 1,200平方メートルです。

Q 7 : 地区計画の原案をホームページで見るとはできないのか。

A 7 : 地権者の方にご意見を聴く趣旨から、市民の皆様に広く周知を図るホームページには掲載していません。内容につきましては、都市計画課にお越しいただければ縦覧していただけます。

Q 8 : C地区の方針について、「既存住宅の保全及び周辺居住環境との調和を図る」とあるが、他地区に同様の記載がないのはなぜか。各地区に周辺居住環境の調和という記載が必要と意見しておく。

A 8 : お示しの内容は、各地区の土地利用の方針を示したものです。今回の説明の中では掲載しておりませんが、原案に記載の地区計画の目標において、「周辺環境や景観との調和に配慮しながら」と記載しており、地区全体として周辺環境や景観との調和を図る考えです。